

## 新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法第815条第3項第2号  
並びに会社法施行規則第209条に定める書面)

株式会社アミューズ

株式会社アミューズクリエイティブスタジオ

2024年10月1日

## 新設分割に関する事後開示書面

(分割会社)

山梨県南都留郡富士河口湖町西湖997番地  
株式会社アミューズ  
代表取締役 中西 正樹

(新会社)

東京都港区南青山5丁目4番31号  
株式会社アミューズクリエイティブスタジオ  
代表取締役 荒木 宏幸

会社法第811条第1項第1号、第815条第3項第2号、会社法施行規則第209条に定める開示事項は、次のとおりです。

### 1. 新設分割が効力を生じた日

2024年10月1日

### 2. 分割会社における手続の経過

#### (1) 差止請求（会社法施行規則第209条第2号）

本分割は簡易分割（会社法第805条）に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、株主には差止請求権は認められません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

本分割は簡易分割（会社法第805条）に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

#### (3) 新株予約権の買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

分割会社には会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権がありませんので、新株予約権の買取請求にかかる手続は実施しておりません。

#### (4) 債権者の異議（会社法施行規則第209条第3号）

本分割においては、分割会社は、新会社に承継される債務について重畳的債務引受をしており、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者がいないため、債権者の異議に関する手続は実施しておりません。

### 3. 本分割により新会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新会社は、分割会社より、IP開発事業、声優アーティストのマネージメント事業、映像作品の企画製作事業、舞台作品の企画製作事業に関する権利義務を承継しました。承継した資産及び負債の額は、次のとおりです。

承継資産額 1,863百万円（概算値）

承継負債額 106百万円（概算値）

### 3. その他分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はありません。

以上